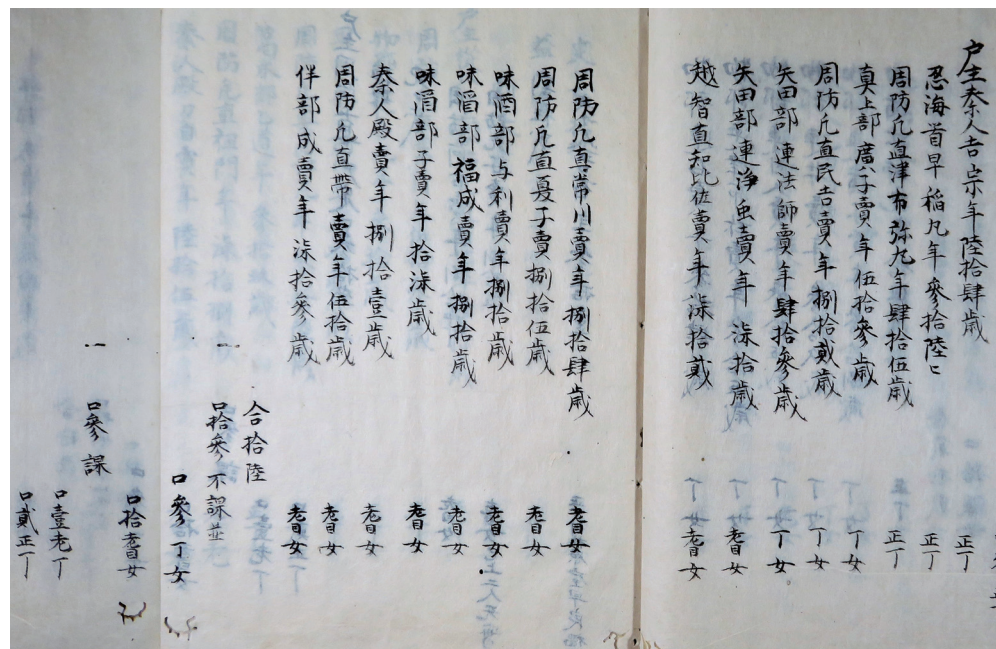


古代の戸籍



* 毛利家文庫30 地誌38 「延喜八年周防国戸籍残欠」

解説

律令国家のもとでは、人々は戸籍に登録されました。戸籍は6年ごとに作られ、各戸ごとに戸主とその家族の名前・年齢・年齢区分・続柄と総計などが書かれています。戸籍は、彼らに口分田を分け与える班田収授を実施する際の基本台帳となりました。

写真は、大津市の石山寺に伝わった經典の紙背に書かれていた908（延喜8）年の周防国玖珂郡の戸籍の一部を江戸時代に転写したものです。これによると、「秦人吉宗」（64歳）を戸主とする戸は、男性が3人、女性が13人の計16人からなっています。年齢区分の内訳は、正丁（21～60歳）が2人、老丁（61～65歳）が1人、丁女（21～60歳）が4人、耆女（きじょ、66歳以上）が9人です。調や庸などを負担すべき成人男性（「課口」）は3人しかおらず、かなり不自然な男女比と年齢構成であることから、この戸籍は実態を反映していない、偽籍と考えられています。

このような戸籍が操作された理由は、調庸などを朝廷へ納める責任を負った国司が、自らの負担を軽減するためでした。時が経過すると戸籍が形骸化していったことがわかります。

* 毛利家文庫30 地誌38 「延喜八年周防国戸籍残欠」は、転写されたもののなので間違いが少なくありません（例えば、1行目の「秦人吉宗」の年齢区分は、正丁ではなく、老丁が正しい）。『山口県史 史料編 古代』や『平安遺文』に収録されているものを利用するほうが良いでしょう。